

2001年8月21日 内閣府 認証
2001年8月24日 法人設立登記
2009年6月20日 変更
2014年6月21日 変更
2019年6月08日 変更
2020年6月27日 変更
2022年6月25日 変更

特定非営利活動法人 日本都市計画家協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、特定非営利活動法人日本都市計画家協会と称する。英文では Japan Society of Urban and Regional Planners (略称 JSURP) と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本協会は、都市・地域づくりに関心と参加の意思を有するさまざまな分野、立場の者が協力し、広汎かつ多角的な視点にたって、都市・地域づくりに関する調査・研究、各方面に対する啓発・提言・支援、多様な人材育成等の事業を行うことにより、豊かで魅力的な都市・地域空間と文化の創造に貢献し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動にかかる事業を行う。

- (1) 都市・地域づくりにかかる調査・研究事業
- (2) 都市・地域づくりにかかる政策提言事業
- (3) 都市・地域づくりにかかる社会的普及・啓発事業
- (4) 地方公共団体その他の団体、機関等、都市・地域づくりにかかる様々な主体に対する支援・協力事業

- (5) 都市・地域づくりにかかる人材の育成・研修事業
- (6) 都市・地域づくりを担う専門職能のあり方に関する研究及びその社会的确立に関する事業
- (7) 都市・地域づくりにかかる国際交流事業
- (8) 本協会の事業にかかる情報発信事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員：本協会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員：本協会の事業を賛助するため入会した個人及び団体。
- (3) 学生会員：本協会の事業に協力するため入会した学生。
- (4) 名誉会員等：上記の他、別に定めるところにより、名誉会員、終身会員、特別会員を置くことができる。

2 この定款に定めるもの以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 本協会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の入会申込者が本協会の目的に賛同する者であり、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認められるときは、これを拒否する正当な理由がない限り入会を承諾するものとする。
- 3 会長は、第1項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 本協会の賛助会員又は学生会員になろうとする者は、会長に入会申込書を提出し、年会費を払い込むことによって、会員となることが出来る。
- 5 名誉会員等については、申込書の提出は必要とし

ない。

(会費)

第8条 会員は、名誉会員等を除き、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は総会の議決によって定める。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 会費を継続して2年以上納入せず、催告に応じないとき。

(退会)

第10条 会員は、書面によって退会届を会長に提出し、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を著しく傷つけるか、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、事前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上40人以内
- (2) 監事2人

2 理事のうち、1人を会長、1人以上5人以内を副会長、1人以上2人以内を常務理事とする。また、必要な場合、専務理事1名を置くことができる。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増

員のため、緊急に理事を選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決によりこれを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

- 3 会長は、理事のうちから総会において選任する。
- 4 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の承認を得て、理事のうちから会長が任命する。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本協会の役員になることは出来ない。
- 7 監事は、理事又は第43条に定める本協会の事務局職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 会長は、本協会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本協会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本協会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。
 - (6) 前号の目的のため、必要がある場合には、理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定員の最低数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

- 2 役員の報酬の額は、総会の議決を経て定める。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(名誉会長)

第20条 本協会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会が選任し、総会において承認する。
- 3 第16条第1項の規定は名誉会長について準用する。

(顧問)

第21条 本協会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 第16条第1項の規定は顧問について準用する。

第4章 総会

(種別)

第22条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、本協会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 会費の額
- (5) 定款の変更
- (6) 合併
- (7) 解散
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、この定款に別に定めるもの他、会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法によって、開催日の2週間前までにこれを通知しなければならない。

3 前条第2項の規定による請求があった時は、会長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があつたにもかかわらず、この請求があつた時から1ヶ月以内に総会を招集しないときは、請求をした者又は請求をしたもの代表者は総会を招集することができる。

(議長)

第27条 総会の議長は、出席した理事のうちから、会長が指名する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第29条 総会の議決は、この定款に別に定めるもの

の他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 2 総会においては、第26条第2項の規定により、あらかじめ通知した議題についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員総数の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
- 3 議決すべき事項について特別の利害関係を有する正会員は、その事項について議決権行使することができない。

(書面表決等)

第30条 正会員は、やむを得ない理由のため総会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決権行使するか、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第1項、第31条第1項、第52条、第53条第2項、第54条及び第55条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席した正会員の数（書面及び電磁的方法による表決者又は表決委任者のある場合は、その数を付記する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要と議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときを開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項6号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は第34条2号の規定による請求があつたときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法によって、少なくとも開催日の1週間前までにこれを通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長又は会長が指名する理事がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第38条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 2 理事会においては第35条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があつた場合はこの限りではない。
- 3 議決すべき事項について特別の利害関係を有する理事はその事項について議決権行使することが出来ない。

(書面表決等)

第39条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決権行使するか、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、第37条、第38条第1項及び第40条第1項の規定の適用に

については、出席したものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席理事数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法による表決者又は表決委任者のある場合は、その旨を付記する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要と議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名が記名押印し、これを保存しなければならない。
- 3 理事会において議決に反対した理事は、その旨を議事録に記載しなければ、賛成したものと見なす。

第6章 支部、委員会及び事務局

(支部)

第41条 本協会は、理事会の議決を経て、支部を置くことができる。

2 支部の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第42条 本協会は、業務企画の推進及び組織の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第43条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び若干名の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
4 事務局長は、専務理事又は常務理事が兼ねることができる。
5 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第45条 本協会の資産は、会長が管理し、その管理办法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第46条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第47条 本協会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第48条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本協会の事業計画案及びこれに伴う収支予算案は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を経て、通常総会の承認を得なければならない。

2 通常総会で事業計画案及び収支予算案の変更が議決された場合、会長はその変更の方針にしたがって、総会終了後速やかに事業計画案及び予算案を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、総会の再度の承認は必要とせず、その後最初に開かれる総会に報告するものとする。

3 通常総会において当該年度の予算が成立するまでは、第1項の規定にかかわらず、会長は理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。この収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設け、理事会の議決を経てこれを使用することができる。

5 事業年度の途中において、やむを得ない事由により、成立した事業計画及び収支予算を変更する必要が生じたときは、会長は理事会の議決を経て、これを行うことができる。ただし、変更された内容に関して、その後最初に開かれる総会に報告し、承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 本協会の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、会長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、その事業年度終了

後の通常総会の承認を経なければならない。

- 2 前項の承認を経た事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、正会員10名以上の名簿を添えて、毎事業年度終了後3カ月以内に本協会の所轄庁に提出しなければならない。

(収支差益の処分)

第51条 本協会の収支決算に差益が生じた場合においては、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、その全部又は1部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第52条 この定款は、総会において、出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項にかかる定款の変更を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

2 前項の軽微な事項にかかる定款の変更を行った場合には、速やかにその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第53条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の3分の2の議決を経なければならない。

3 前項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 本協会が解散したときは、会長が清算人となる（ただし、合併の場合を除く）。

(残余財産の帰属先)

- 第54条 本協会の解散の際（合併又は破産の場合を除く）に有する残余財産は、本協会と同種の目的を有する特定非営利活動法人又は公益法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席し

た正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第55条 本協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雜則

(実施細則)

第56条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(公告)

第57条 本協会の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

附則

1. この定款は、本協会の成立の日から施行する。
 2. 本協会の設立当初の役員は、第14条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

3. 本協会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
 4. 本協会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
 5. 本協会の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立日から平成14年3月31日までとする。
 6. 本協会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず設立総会で定める。